

## 初期室町幕府の祈禱政策

片山伸

日本中世の国家イデオロギーの基幹に、治者はその身に国家国土の災異を治め取り除く能力を具備していると考え、儒教的徳治思想の一亜種が存在する。そしてその実現を補充するのが呪術祈禱を軸とする仏教や神道、陰陽道であった。ここに言う治者とは無論天皇をさすが、室町期に至っては將軍がこれと競合し、ついには部分的にもせよそれを篡奪する。これは国家権力構成上に生じた甚だしい矛盾、天皇制に根本的な変質を迫る出来事と言うべきで、この時代を考える重要事項である。この方面の研究としては富田正弘氏の注目すべき近業「室町時代における祈禱と公武統一政權」(『中世日本の歴史像』)等があるが、ここでは未だ手薄な幕府初発期の動向を史料に即して跡付け、今後の資としたい。

前代、幕府が主宰する祈禱は將軍家のための私的なものに限られていたが、モンゴル戦争を契機として「異国降伏」といった国家的な目的のもとにそれを行う様になり、さらに南北幹内乱、新政府樹立という状況下で「凶徒対治」「天下静謐」の祈禱を盛んに行った。しかしこれらは基本的に、幕府を主宰する征夷大將軍の本来的な役割に属するにほかならぬ。ところが十四世紀半ばになると、その様な伝統的秩序に楔を入れんとする幕府の攻勢を伺うに足る史料があらわれる。

まず、貞和四年(一三四八)、尊星王法をはじめて幕府を道場

(醍醐地蔵院日記、貞和四年七月十七日条)。

件法於武家一修行之条無先規云々。或云宗長入道、修理權説云々

大夫義時依欲カレ令ニ勤行、雖レ令レ奏ニ公家一、其時猶以不能ニ勤修ニ云々。或人云上禪門、今度被レ經ニ奏聞ニ了、其旨趣者為ニ天下静謐ニ可レ令勤ニ行尊星王法、可レ為ニ何様哉云々。被ニ聞食ニ畢。

王朝側はその先規なしとしてこれを阻止せんとする動きを見ている。「先例なし」といった論法が、中世の典型的な正当性の主張方法であり、限潮気味の権力が用いた常套句であることは言うまでもないが、実際にはその真意は幕府側の論理に端的にあらわれていると言つてよからう。なにも朝廷と同じことをしようというのではない、天下静謐を祈るのである、それを先例なしというのは筋が違うのではないか、というのがおそらく幕府の主張である。朝廷の立場から言えば、尊星王法は本来天皇の職能のもとに除災・除病のために修する法であれば幕府がこれを主宰することは理にかなわぬ、先例はない、というのである。しかし幕府は右の様な論理を以て、朝廷の反論を断ち切ったのであり、やがて天下静謐を目的とするといった条件は取り払われてゆく。

また翌貞和五年(一三四九)閏六月、時の太政大臣洞院公賢は、偶々入来した三宝院賢俊より尊氏邸において五大虚空藏法を勤修した旨を聞き及んだ。公賢は「人臣輒不レ修之法歎」と慨嘆しているが、尊氏の威を背後に持つ賢俊は、先年もこれを修したことが、今度はこれを「世上物異并天変」のために修したことを告げている(國大曆・貞和五年、年閏六月七日条)。当時幕府は、急速に祈禱主宰権を確立し、人臣がたやすく修するものではないとされる修法を、しかも災異除

去のために、おそらくは朝廷に交渉することもなく行うだけの存在となっていたのである。

さらにこのような状況をふまえて少し遡れば、初期幕府の重要な宗教政策と評される安国寺・利生塔の設置にも同質の理念を見出すであろう。その通号は康永三年（一三四四）から翌年にかけて朝廷への奏請を経て決定をみたが、そのおり朝廷にはとくに塔号に拘泥するところがあつた。院命を受けた勅修寺経頭が洞院公賢に消息を送り、幕府は寺塔の通号を安国・利生と申請してきているが、塔号は本朝に例なしとして拒否すべきであろうか、と意見を求めた。次に掲げるのは公賢の返答である（國太曆、康永三、年七月廿五日条）。

諸国寺塔通号事。武家申請勿論歟。如此事、須被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>候乎。塔号於<sub>二</sub>本朝<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>具勸<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>之。今日依<sub>二</sub>別願<sub>一</sub>建立。為<sub>二</sub>後代<sub>一</sub>通号大切候者、以<sub>二</sub>安国<sub>一</sub>同号<sub>一</sub>、寺塔共称<sub>レ</sub>之条、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>穩便<sub>一</sub>之儀候歟。以<sub>二</sub>各別号<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>裁表<sub>二</sub>勅裁<sub>一</sub>者、新儀掲焉。若可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>勸酌<sub>一</sub>候哉。委細申状雖<sub>二</sub>其恐候<sub>一</sub>、每事就<sub>二</sub>蹤跡<sub>一</sub>行来<sub>レ</sub>之条、本朝軌範候。仍不<sub>レ</sub>貽<sub>二</sub>愚慮<sub>一</sub>之<sub>二</sub>心<sub>一</sub>底歟。

要するに、寺塔別号を付けるのは新儀をたてる事で、好ましくない、是非とも塔号が必要であるというならば、共に安国とするのが穩当だといふのである。塔号そのものを先例無しとする院と、寺塔別号を新儀とする公賢の論拠のずれ、さらには然るが故に寺塔共に安国の号を以てするのを適とする理屈はおおよそ論理の体をなさず、説得力を欠くが、その背景には次のような真意があつたと思われる。すなわち、鎮護國家の寺塔を將軍が主宰して建立すること自体朝廷にとっては好ましいはずがなく、朝廷はこれを勸

願扱いにしていた。とくに塔婆は朝廷安全の秘術ともされる空海將來東寺仏舍利を納めるもので、その設置・修造には幕府御教書のほかに勅願たる事を知らしめる院宣を発することとしたのである。とはいへそれが尊氏・直義兄弟の発願による事は公然たる事実である。糺して加えてこれに利生―その本義は仏菩薩の衆生救済という事だが、ここでは具体的に南北朝内乱戦没者の靈魂を鎮め、国を災異から守る（夢窓録）という意味がある―の号をつけること、それこそ朝廷にとって承服すべからざる一点であつたのは、右に徴すればもはや明らかである。しかし結局朝廷は幕府の圧力に屈し、その要請を全面的に受け入れざるをえなかつたのである。

なお幕府は、遅くとも貞和五年（一三四九）までに三宝院賢俊を自らの護持僧に任じ（三宝院文書、貞和五年十一月十九日付足利義詮書状）を「祈禱方奉行」として用いた（前掲醍醐地蔵院日次記同日条）。これは後の武家護持僧の輪番体制および三宝院による奉行制度（満濟准后日記）の出発点と考えられる。

以上の徴証より、幕府による天皇の祈禱主宰権吸収の構想は、安国寺・利生塔の設置が開始される幕府開創期に萌芽し、十四世紀半ばに具体化したものと考えられる。

以後、少なくとも応仁の乱までの室町幕府は、一貫してこの世界的な呪術祈禱をイデオロギーの軸とした政権として存立する。と同時に國家仏教は、依然密教修法を中心に展開してゆくことになるが、その経緯については稿を改めて論じたい。